

# 薬価基準制度に関する卸業界意見

2006年8月9日

社団法人 日本医薬品卸業連合会

会 長 松谷 高顕

## 医薬品卸業の役割について

- ・ 日本医薬品卸業連合会は、わが国の国民皆保険制度の維持・発展に貢献したいと考えます。そのため、正しい情報提供、高い品質管理、合理的な取引等により、「安全・安心・信頼」の医薬品供給という社会的役割を果たしていく考えです。特に現在、医薬品のトレーサビリティ強化や災害発生、感染症流行等の危機的状況に対応可能な医薬品流通の充実が求められており、医薬品卸業の物流機能をより一層整備・強化することが社会的な要請であると考えています。
- ・ 一方、医薬分業の進展による市場構造の変化に伴い、近年、医薬品卸業の取引は、病院、診療所への一括配送から薬局への少量・頻回配送へと重心を移しつつあり、医薬品卸業にとっての高コスト化要因が増大しています。(資料1、資料2)
- ・ これらの状況に対応するために、医薬品卸企業は、積極的にIT化を進めるなど流通の効率化、高度化を図るとともに、企業体質の強化を目的とする合併、業務提携等による再編を進めてきました。医薬品の安全・安定供給を確保し、国民の信頼に応える国民医療の維持・発展を図るためには、適正な医薬品流通の実現と薬価基準制度の合理的運営が基盤となるものと考えます。(資料3)

## 公的医療保険制度の運用における透明性について

- 医療保険財政の危機的状況の中で、国民皆保険制度を持続可能にするための合理的なルール変更は理解できますが、過度に財政を優先するルール変更は公的医療保険の制度運営を不透明にします。
- 医薬品卸業は、公的医療保険制度の枠組みの下で企業経営を行っています。健全な企業経営を通じて、社会的責任を果たすためには、その制度運営に透明性が確保されていなければなりません。特に、薬価基準制度が恣意的に運用されれば、経営環境の将来予測が不可能となり、健全な企業経営を困難にします。
- これまで、市場価格主義に反するような後発品のある長期収載品の特例引下げや議論を尽くさないままのR幅の引下げやR幅から調整幅への変更が実施されるなど、国家財政の要請から薬価基準の算定ルールを恣意的に変更するやり方が繰り返し行われており、遺憾であります。(資料4)

## 流通の適正化について — 未妥結・仮納入 —

- 価格未妥結取引(資料5)は、薬価調査の対象から除外されるため、調査の精度が落ち、調査の信頼性を損なうこととなります。そのため、昨年の中医協でその是正を図ることが合意されました。
- 中医協の合意に基づき、本年7月、薬価調査の一環として妥結状況調査が実施され、調査結果に基づき行政指導が行われることになりました。
- 当連合会としては、中医協の合意の趣旨を実効あるものにするためにも、医療機関等との価格交渉においては、これまでの流通慣行に囚われることなく、早期妥結に向けて、積極的に対応するよう努めていきたいと考えます。

## 流通の適正化について —総価取引—

- ・ 総価取引(資料6)は、交渉事項が取引全体の値引率に集約されるため、個々の価格交渉における合意形成を困難にし、未妥結状況を長期化する原因になっています。
- ・ また、銘柄別に価格形成が行われていないので、正確な銘柄別市場実勢価が判明しないため、銘柄ごとの正しい薬価の決定を困難にします。
- ・ 従って、当連合会としては、価格未妥結取引と同様に、総価取引についても薬価調査の対象から除外すべきものと考えます。
- ・ 薬価調査が市場実勢価を反映した内容になるためには、総価取引の解消が必要です。とりわけ、特許期間中の新薬や低薬価となり採算割れの状況に近づいているエッセンシャルドラッグ、特別の取扱いを必要とするオーファンドラッグ等は、総価取引による弊害が極めて大きいものと考えます。

## 薬価改定の頻度を上げる案について

- ・ 薬価改定の頻度を上げる案は、薬価改定ルールの恣意的な運用をなくする合意を前提とした上で、薬価制度の全体像を総合的に議論する一環として論じられるべきです。
- ・ また、薬価調査の正確性・信頼性を確保するためには未妥結・仮納入問題が解決される必要があります。そのため、今回、新たに中医協の合意に基づき行政指導が行われることは画期的なことと考えております。しかし、この問題は端緒についたところであり、解決に至っていません。この問題の進捗を見ないまま薬価改定の頻度を上げれば、薬価調査の信頼性を損なうこととなります。(資料7)
- ・ 更に、薬価改定に伴うコストについては、利益率の低い卸業にとって、特段の財政的措置がないまま改定頻度を上げることになれば、その負担は極めて大きく、医薬品の安全・安定供給に支障を生ずる恐れがあります。メーカー、医療機関等においても、卸企業との取引条件変更作業、価格交渉作業等のコストがかかり、これらを合算すれば、多大な社会的コストが必要であり、関係者に過剰な負担を強いることとなります。
- ・ 従って、これらの問題が解決しない限り、薬価改定の頻度を上げる案には強く反対します。